

改正

平成25年3月26日規則第10号

平成26年5月12日規則第22号

平成31年3月22日規則第3号

令和3年2月2日規則第2号

妙高市広報紙等広告掲載取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、妙高市の自主財源の確保及び地域産業の活性化を図るため、市が発行する広報紙その他媒体での広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(対象媒体)

第2条 広告掲載の対象となる媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 市ホームページ（バナー広告）
- (3) 封筒
- (4) 公共施設
- (5) その他市長が認めるもの

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページに見出し画像として、掲載する広告主のホームページに移動することができる広告画像をいう。
- (2) 広告 広報紙、封筒、公共施設等においては、掲載される広告そのものをいい、バナー広告においては、バナー広告及びバナー広告からリンクしている広告主のホームページの内容等その広告主の情報をいう。

(広告掲載の範囲)

第4条 広告掲載の対象となる内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令若しくは条例に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は社会問題についての意見広告、個人的宣伝、人事募集その他これ

に類するもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (5) 誇大な表現、不当表示その他表現方法が不適当なもの
- (6) 市、国又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
- (7) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの
(対象者)

第5条 広告掲載できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業を営んでいること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (3) その他別に定める要件
(広告の掲載位置、規格及び掲載料など)

第6条 広告の掲載位置、規格、掲載料等は別表のとおりとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、妙高市広報紙等広告掲載申込書（別記様式第1号）に広告を添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込期日は次のとおりとする。

- (1) 広報紙 広報発行日の30日前まで
- (2) 市ホームページ 毎月20日まで
- (3) 封筒 別に指定する期日まで
- (4) 公共施設 別に指定する期日まで
- (5) その他市長が認めるもの 別に指定する期日まで

3 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(審査及び掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、第4条及び第5条に規定する要件について審査し、掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項に基づき掲載を決定したときは、妙高市広報紙等広告掲載決定書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、掲載を可とする件数が各媒体の広告掲載枠を超える場合には、抽選により決定するものとする。

(掲載料の納入)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた広告主は、掲載料を市長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、広告内容を変更するときは、次の各号に掲げる期日までに、妙高市広報紙等広告掲載変更申込書(別記様式第3号)に変更する広告を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 広報紙(広告の内容) 発行日の20日前まで

(2) ホームページ(バナー広告の内容、リンク先ホームページアドレス) 変更を希望する10日前まで

(3) 封筒 別に指定する期日まで

(4) 公共施設 別に指定する期日まで

(5) その他市長が認めるもの 別に指定する期日まで

2 前項の変更申込みの審査及び決定については、第8条の規定を準用する。この場合における決定通知は、妙高市広報紙等広告変更決定書(別記様式第4号)によるものとする。

(掲載期間の延長)

第11条 市長は、市ホームページのトップページが連続して12時間以上停止した場合その他広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、その停止時間に応じて次のとおり掲載期間を延長するものとする。

| 掲載できなかった時間 | 掲載を延長する期間 |
|--------------|-------------------------------|
| 12時間以上24時間以内 | 1日 |
| 24時間超 | 24時間につき1日とし、24時間に満たない時間は1日とする |

(広告掲載の中止)

第12条 市長は、現にバナー広告を掲載している広告主の広告内容が第4条に規定する要件に適合しなくなったと認めるときは、当該バナー広告の掲載を中止し、当該要件に適合するよう広告主に広告内容の修正を求めなければならない。

2 市長は、前項の求めにより広告主が広告内容を修正し、第4条の規定に適合したと認めるときは、当該バナー広告の掲載を再開するものとする。

3 市長は、広告主からバナー広告の掲載を中止する旨の申出があったときは、当該広告の掲載を中止するものとする。

(掲載料の還付)

第13条 市長は、広告主の責に帰さない理由により広告を12時間以上掲載できなかつた場合で、第11条の規定による掲載期間の延長をしなかつたときは、掲載できなかつた期間に相当する掲載料を還付するものとする。

2 市長は、広告主の責に帰す理由又は前条の規定により、広告の掲載を中止した場合について、中止期間中の掲載料は還付しない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表 (第6条関係)

| | 掲載位置 | 規格 | 掲載料等 |
|---------------------------------|-------------------------------|--|--|
| 広 報 紙 | ・ ページの最下段 | ・ 1 枠につき縦48ミリメートル、 横86ミリメートル ・ 1 合併枠につき横174ミリメー トルも可 ・ 枠数は市長が別に定める | ・ 1 枠12,000円 ・ 1 合併枠24,000円 ・ 1 件の申込みに係る広告の期間は1 号のみ |
| 市 ホ ー ム ペ ー ジ | ・ トップページ | ・ 1 枠につき縦55ピクセル、横 150ピクセル ・ G I F 形式 ・ 1 枠につき4キロバイト以内 ・ 枠数は市長が別に定める | ・ 1 枠月額10,000円 ・ 1 回の申込みに係る掲載期間は1月 を単位に最長12月 |
| 封 筒 | ・ 庁用封筒、窓口封 筒等の表面下部、 裏面等 | ・ 庁用長3封筒 1 枠につき縦 40ミリメートル、横95ミリメ ートル ・ 庁用角20封筒 1 枠につき縦 75ミリメートル、横95ミリメ | ・ 庁用長3封筒 1 枠30,000円 ・ 庁用角20封筒 1 枠30,000円 ・ 窓口封筒等の1 枠の金額は市長が別 に定める |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | | <p>ートル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口封筒等については規格ごとに市長が別に定める | |
| 公 共 施 設 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとに市長が別に定める | | |
| そ の 他 市 長 が 認 め る も の | <ul style="list-style-type: none"> ・媒体ごとに市長が別に定める | | |